

◇平成 23 年 4 月 1 日付改正内容

1.契約約款の一部改正

建設業における契約・取引のさらなる対等性を確保する観点から平成22年7月26日付で公共工事標準請負契約約款が改正されたことを踏まえ、本市発注案件において使用する契約約款を一部改正いたしました。

※平成23年4月1日以降に締結する契約(同日前に市が締結した契約の変更契約を除く。)から適用となります。

○主な改正点

(1)呼称表記を「甲・乙」から「発注者・受注者」に変更

発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、契約当事者間の対等性を確保する観点から、「甲」・「乙」の呼称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」に変更しました。

(2)工期延長に伴う増加費用負担の明確化(建設工事、修繕建設のみ)

契約当事者間の対等性を確保する観点から、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を新設しました。

(3)暴力団関係業者に対する発注者側解除権の新設

本市発注案件から暴力団等の不良不適格業者を排除するため、受注者の役員等が暴力団員等であった場合に発注者側が契約を解除できる旨の規定を新設しました。

(4)談合等の不正行為による発注者側解除権の新設

談合等の不正行為の排除を図るため、当該案件について、公正取引委員会より独占禁止法に基づく処分を受けて確定したときや、刑法上の競売入札妨害罪、談合罪または贈賄罪による刑が確定した場合に発注者側が契約を解除できる旨の規定を新設しました。

(5)談合等の不正行為による損害賠償の規定を改正

不正行為による発注者側解除権を新設したことを踏まえ、この解除条項に該当した場合に損害賠償を請求することとしました。今後この条項に該当した場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するほか、契約金額の100分の20に相当する額を損害賠償金として徴収します。

※改正後の約款については、平成23年4月1日以降に契約を行う案件において、その相手方となった方に配付します。

2.総合評価方式の試行及び検討

公共工事の品質確保等の観点から、価格だけではなく、企業の技術力等を含め総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」について、平成19年度より試行的に実施しておりますが、平成23年度においても試行を継続するとともに、今後の本格導入に向けて検討していく予定です。